最終更新日：2019年6月24日
Ｊ－Nuts
代表取締役社長 森田　浩章
問合せ先：総務部長　尾崎　孝
証券コード：7612
http://www.too-nuts.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、既存事業の拡大・発展、新規事業への限りなき追求と高品質、高機能を有し信頼性の高い商品提供が経営基盤を構築し、経営の健全化を醸成していくものと考えております。これらの経営努力の日々の積み重ねが事業経営をさらに昇華させると共に株主様や顧客等のステークホルダーからのより高度な負託に応えられ、上場企業に課せられた社会的責任とを全うできるものと確信いたしております。

コーポレート・ガバナンスは経営の最重要課題の一つとして認識しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの推進を経営の最重要課題として捉え、次の通りコーポレート・ガバナンスへの取り組みに対する基本方針を策定いたしました。

1．Nutsは、経営の健全化の推進と透明性の確保を積極的に推進してまいります。
2．Nutsは、事業の安全性の確保と信頼性の向上に努めてまいります。
3．Nutsは、コンプライアンス管理・監視及び指導体制を積極的に図っております。
4．Nutsは、企業情報及び個人情報の取扱管理体制を強化しております。
5．Nutsは、情報開示・説明責任の適時・適正化を積極的に推進してまいります。

以上の基本方針をミッションとして捉え、企業価値の創造と企業倫理の高揚に結びつく事業経営に全社一丸となって邁進してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 長谷川　隆志 | 6,130,325 | 8.23 |
| 森田　浩章 | 5,475,000 | 7.35 |
| 日本証券金融株式会社 | 1,191,400 | 1.60 |
| 徳原　榮輔 | 1,150,000 | 1.54 |
| 浅沼　廣幸 | 990,000 | 1.33 |
| アムスホテルズ株式会社 | 946,800 | 1.27 |
| カブドットコム証券株式会社 | 924,700 | 1.24 |
| GMOクリック証券株式会社 | 839,400 | 1.13 |
| 松岡　哲也 | 825,000 | 1.11 |
| 三田　由美 | 623,200 | 0.84 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |

| | |
|---|---|
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 13 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 松尾慎祐 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 西片大 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 阿久津明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 松尾慎祐 | ○ | ○ | ――― | 弁護士としての専門知識・経験等会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。 |
| 西片大 | ○ | ○ | ――― | 公認会計士として会社財務・会計に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 阿久津明 | | | ――― | エイベックス･ヴァンガード株式会社において代表取締役を歴任しており、経営全般における高度な知見と幅広い人脈を当社の経営に活かしてもらうことなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |

### 現在の体制を採用している理由

当社は、組織形態、組織総人員及び売上規模を勘案し、監査等委員会の職務を補佐する使用人を配置しておりません。
監査等委員会から監査等委員の補助業務のための監査等委員スタッフの求めがある場合は使用人を配置することとしており、
その使用人の人選、異動時期及び期間、その他の人事については、監査等委員会と総務部が事前に協議を行うこととしております。
また、監査等委員会は、その職務を補助すべき者として配置された使用人に対する指揮･命令権を有することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、業務監査を中心とする内部監査を行っております。
監査結果は内部統制委員会を通じて社長に報告を行うと共に、定期的に経営会議･取締役会において報告を行います。
また、問題点については該当部署に随時改善を求め、改善状況のフォローを実施しております。
なお、これら内部監査に係る状況につきましては、監査等委員会に対しても随時報告を行い、監査結果に関する情報交換を行っております。
監査等委員会は、組織的な監査を行い、内部統制システムが取締役会により適切に構築･運営されていることを前提に、当該内部統制システムを利用して監査に必要な情報を入手します。
また、内部統制委員会から監査の計画及び結果の報告を受けると共に適宜指示を行います。
さらに、取締役会及び経営会議をはじめ、必要に応じてその他の会議にも出席し、監査に必要な資料の閲覧等も行い情報共有することにより、取締役の職務の執行の監査を行います。
さらに、監査等委員会は会計監査人から監査方針、重要監査項目、監査スケジュール等について事前に提示を受けるほか、監査における途中経過報告や指摘事項、要改善事項等の結果の報告を受け、監査等委員会において協議ができる体制をとっております。
監査等委員会と取締役ならびに代表取締役は、相互の意思の疎通を図るため定期的に協議を行うとともに内部監査室担当者、コンプライアンス推進室長とも定期的な打合せを実施し、内部監査の効率性に寄与する体制としております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度の下で、適正な業務執行が行われていると判断しております。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

当該事業年度の取締役、、監査等委員、監査役に支払った報酬のそれぞれの総額を開示しております。
2018年4月1日から2019年3月31日の間に支払った報酬総額は次の通りです。
取締役に支払った報酬総額　176,160千円
監査等委員に支払った報酬総額　23,760千円

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案し決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に関しましては、常勤の監査等委員である取締役が資料等を随時提供し、その他の事務連絡等につきましては総務部が担当しております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、2015年6月26日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
監査等委員会は3名の監査等委員である取締役で構成されております。
3名の監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役であり、それぞれ弁護士、公認会計士の資格を有し、監査等委員会においては法的ならびに会計の専門的な視点から意見を述べる機会を保証しております。
取締役会は8名の取締役で構成され、経営上の最重要事項の意思決定機関の場として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役、内部監査室担当者、各部長が出席することで業務執行に係る監査機能を充足させております。
また、取締役会付議事項はもとより稟議事項のうち特に重要な案件について、これらの事前審議を行うことを趣旨として社内取締役、内部監査室担当者、各部長、各課長が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、会社の業務執行について二重の牽制機能を図り、当該会議において常勤監査等委員の積極的な意見開示の機会を設け、取締役の業務執行について適正性・妥当性やコンプライアンスの観点を含むチェック体制を整えております。
内部監査については、内部統制委員会及び内部監査室を設置し、当社の内部監査計画に基づく内部監査のほか、常に常勤監査等委員と連携を取り日常的な監査も臨機に実施しております。
会計監査につきましては、監査法人元和に委嘱し、各四半期及び期末に会計監査を受けており、必要な情報をすべて提供する事により公正・適正な監査を受けており、経営の透明性の向上に努めております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、平成27年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。
過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保を図ることができること及び取締役会は、一部の業務について取締役に対し業務執行の決定を委任することが可能であり、責任の明確化を図りつつ重要な課題に迅速かつ柔軟に対応することができることが、現状の企業統治体制が、他の体制よりも優位性があると判断した理由であります。

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 電磁的方法による議決権の行使 | |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、有価証券報告書等の適時開示規則に基づく企業情報及び会社概要をホームページ（http://www.too-nuts.co.jp）に掲載しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社のステークホルダーの立場の尊重に係る取り組みにつきましては、すべての事業活動に<br>おいて、法令はもとより社内規程を遵守し、社会規範・倫理に則り行動するとともに地域社会な<br>らびにステークホルダーに対する社会的責任を果たすことを明確化し、実現するために役員・<br>社員すべてが守らねばならない行動指標として「コーポレート・ガバナンス行動基準」を定め、全<br>役員・社員に徹底して指導教育を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 適時開示規則に従い迅速かつ効果的に開示できる組織体制をとっております。また、これとは<br>別に当社ホームページによる情報開示も行っております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムの整備の状況
当社は、当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、業務の適正を確保するための体制の整備について、以下の内容を定めております。
1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役を含む当社に属する者の全ては、法律と秩序を守り常に社会人としての倫理・規範意識の向上を図り、社内規程・規則の遵守を推進すべくコーポレート・ガバナンス行動基準を定め、これらコンプライアンス体制の監視・検証を行う機関として「コンプライアンス推進室」を設置して法令あるいは定款の違反を未然に防ぐ体制としております。
当社は、社内の不祥事、不正及び事故等について法令、就業規則等の社内規程及びコーポレート・ガバナンス行動基準通則に定める倫理規範に照らし違反若しくは違反する恐れを発見した場合の通報、事務処理及び通報者の人事上の取扱いを定めた内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を制定し、コンプライアンス推進室は匿名性の保証のもとに外部法律事務所と連携してこの対応にあたるものとしております。当社の内部通報制度は、役員・社員の不正等を通報によって摘発することを主目的とするものではなく、適正事務処理の推進、社会人としての倫理の向上及び不正等の抑止力とすることで、事業経営の健全化を推進することを第一の目的としています。
またコンプライアンス推進室が、取締役の法令・定款違反を確認したときは、取締役会への報告を要するものとしておりガバナンス体制の強化を図っております。
更に当社は、健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することとしております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行の決定に係る情報の記録については、取締役会規程に従い議事録を作成し保管、管理するものとしており、その他の指示、命令、許可、承認、報告等を明らかにする全ての文書書類の作成及び保管管理は、文書取扱規程の定めによることとしております。また、これらの文書は取締役、内部監査室担当者は常時閲覧できるものとしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当者は各部門長と協議のうえリスクマネジメント基本方針、推進体制を決定し、代表取締役社長に報告しなければならないものとしております。
事故、事件、火災、災害などの全社的リスク管理については、総務部が行い、総務部は代表取締役及び担当取締役との連携を定期的に行うこととしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、5名の取締役によって構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し意思決定の迅速化と円滑化を図っております。
取締役会は、社内規程及び会社法等に定める事項の他、経営に係わる重要事項を決定するとともに、経営施策事項等の進捗状況及び実施結果の報告や経営上に派生する重要なあらゆる問題点の提起を受け、その問題点に対する改善策を決定する場としても機能しており、経営意思の決定が迅速且つ適正に行われるための機関として位置付けております。また、取締役会は、取締役に対し一部の業務執行の決定を委任して、取締役の職務の執行の監督機能を高めることとしております。
また、取締役会の機能をより強化し経営の効率化と適正化の向上を推進し、経営課題の実務的な審議を行う会議体として取締役、内部監査室担当者、その他を構成員とする経営会議を設置しております。経営会議は、毎月1回以上開催し、取締役会決議の事前審議の場として機能させることで、取締役による経営の迅速且つ適正な意思決定を図り、且つ相互牽制の向上に寄与する体制としております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、限りない企業価値の創造と企業倫理の高揚を推進し、社会的責任を全うするための経営理念を「ＨＥＡＲＴ＝心」としております。この「ＨＥＡＲＴ＝心」には「心から」「心をこめて」「信頼・信用を大切にする精神」として、当社の思い、そして将来的な在るべき姿への思い、願いを込めております。この経営理念を達成するための基本的な活動方針として「コーポレート・ガバナンス行動基準通則」を制定し、職務執行時の活動ガイドラインとしており、コンプライアンス推進室はこの徹底を図るとともに日常業務の中心を為す使用人に対する社会倫理の高揚を図り、法令、定款はもとより規範の遵守を推進する教育指導体制を執り、不正、不祥事発生防止と、企業モラルの向上に積極的に取り組むこととしております。

6．当社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は現在、親会社及び子会社は存在しないため、該当事項はありません。

7．監査等委員会がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、組織形態、組織総人員及び売上規模を勘案し、監査等委員会の職務を補佐する使用人を配置しておりません。監査等委員会から監査等委員の補助業務のための監査等委員スタッフの求めがある場合は使用人を配置することとしており、その使用人の人選、異動時期及び期間、その他の人事については、監査等委員会と総務部が事前に協議を行うこととしております。また、監査等委員会は、その職務を補助すべき者として配置された使用人に対する指揮・命令権を有することとしております。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
監査等委員は、重要施策に対する意思の決定の過程、実施状況及び実施結果に対する妥当性、適正性及び公平性を把握するため、取締役会だけでなく、経営会議、内部統制委員会などの重要な会議へ出席するとともに稟議書及び各種申請書類等の職務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に質問、説明を求めることができることとしています。
また、監査等委員は会計監査人から監査方針、監査重点項目、監査スケジュール等について事前に提示を受けるほか途中経過報告や指摘事項、要改善事項等の結果報告を受け、対処等についての協議を行っております。
　さらに、監査等委員は内部監査室が実施する社内監査については、内部監査の実施計画、監査の実施、監査結果の内容検討及び改善事項の処理等についての確認を行い、相互に連携を保ち、監査の質の向上と効率化に努めることとしております。
なお、監査等委員会が実施する監査については、取締役の職務執行に係ることであることを勘案し、監査等委員会規程に基づいて実施しております。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員が代表取締役、取締役、内部監査室担当者、監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会の確保を保証しており、監査等委員は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとして

おります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することとしております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化をより効果的にするためＰＤＣＡサイクル活動を導入することといたしました。当社におけるＰＤＣＡサイクル活動は、経営計画における計画内容の精査、進捗管理体制の強化、リスクの早期発見、回避に有効であるばかりではなく、経営の健全化、透明性の向上につながると考え、全社一丸となって実行していくこととしております。
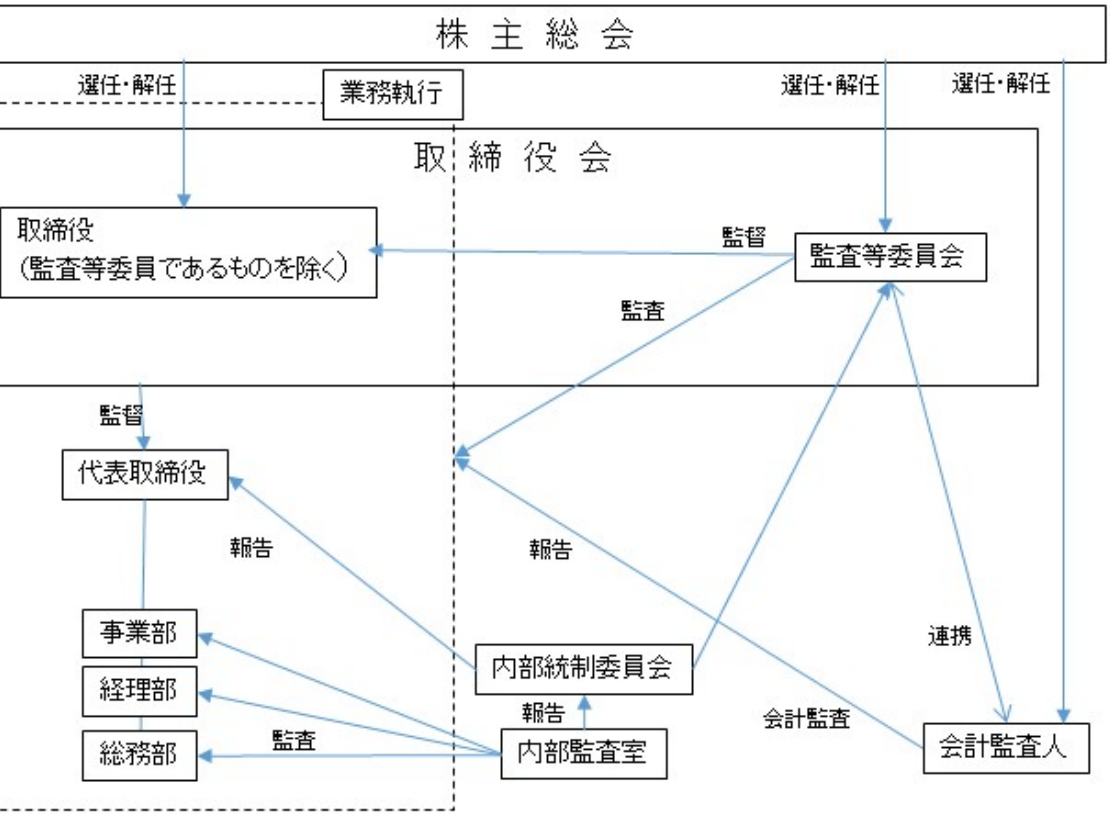
資料　ガバナンス体制